**■入居上のルール**

**１　施設の利用上の注意**

**(1)館内は，全面禁煙です。**

**(2)共有スペースでの飲酒は禁止です。**

**(3)入居者以外の者（来訪者等）の居室棟（A・BおよびC棟）への立ち入り禁止です。**但し，病気のための付添看護等特別の事情により宿泊させる必要がある場合には，必ず留学生支援室の許可を得てください。

(4)他の入居者や近所に迷惑になる行為（騒音，大きな声など）は行わないでください。

(5)共有スペースに粗大ゴミを捨てたり, 個人の荷物を置いたりしてはいけません。

(6)入居者が故意または重大な過失により，施設・設備を滅失しまたは損傷したときは，現状を回復し，又はその損害を賠償しなければなりません。

 (7)自転車は，所定の自転車置き場に鍵を掛けて置いてください。道路上や建物出入口

等に放置してはいけません。

**２　居室において貸与する設備**

　(1)居室に備え付けてあるベッド，机，その他の設備は貸与するものです。居室の貸与設備は，常に良い状態を保つよう十分注意し，壊したり汚したりしないよう丁寧に使用してください。

(2)居室の備品を室外に持ち出しできません。

**３　施設の保全**

(1)会館の施設及び設備の取扱いには十分注意して，常に良い状態をたもつよう十分注意してください。台所や浴室の排水口，トイレ等は，常に内部まで清掃してください。

**(2)居室は，土足厳禁です。**

**(3)トイレに，紙以外の異物を流さないでください。入居者の過失により，トイレに物を詰まらせるなどし，修理を要した場合は，入居者に修理費を請求します。**

(4)居室等に改造してはいけません。

**４　退去命令**

(1)以下のいずれかに該当するときは，退去を命ずることがあります。退去を命ぜられた者が被る損失については，本学はその責任を負いません。

　　 ・寄宿料，使用料及び光熱水料等の納付を怠ったとき。

　　 ・前述３（3）の原状回復又は損害賠償の義務を履行しないとき。

　・ゴミを不法投棄したとき，所定の日時・場所以外にゴミを捨てたとき，ゴミを分

別せず捨てたとき。

　　 ・指定された場所以外で喫煙したとき。

　　 ・居室以外の場所に許可なく私物を置いたとき。

　　 ・ゴミ当番を許可無く二度以上欠席したとき。

・病気その他安全衛生上，会館の生活に適されない事情があると認められるとき。

 ・会館に関する諸規則に違反した行為があったとき。

　 ・その他会館の管理運営上，著しい支障があると認められるとき。

**５　居室の検査**

(1)事前に通知した上，職員が居室に入り，その設備及び物品の検査をすることがあり

ます。なお，緊急やむを得ないと大学が判断した場合は，予告なく職員が居室に立ち入ることがあります。

　 **６　事故防止**

**(1)緊急時は身の安全を確保し，留学生支援室，チューターや管理人の指示に従ってく**

**ださい。**

(2)会館内における火気の取扱いには十分注意してください。

(3)盗難等には，入居者各自が十分注意してください。

**７　その他**

(1)入居者への連絡は，ポスティング・掲示版への掲示によって行います。必ず1日1

回ポストと掲示板をチェックしてください。

(2)書留及び小包類は，管理人から受け取ってください。

(3)入居上のルールに変更・追加のある場合は，その都度留学生支援室から入居者に通

知します。